

地域県土警察常任委員会資料
(令和6年9月17日)

陳情6年危機管理第42号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年－42 (R6.9.10)	危 機 管 理	能登半島地震を受けた島根原発に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会の開催を求める陳情	

▶陳情事項

- 1 国及び中国電力に対して、能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答に関して住民説明会を開催するよう要請すること。
- 2 県議会としても、国・中国電力の回答について、県民の不安を解消できるものであるか検証すること。

▶陳情理由

本年1月の能登半島大地震では、多数の死者や行方不明者、負傷者、避難生活者が発生するなど、未曾有の被害が起きた。志賀原子力発電所は幸いにも運転停止中であつたこともあり、過酷事故には至らなかったが、2系統の外部電源を喪失、非常用発電機の故障等が発生した。日本海側の地形的にも似ている鳥取県民の多くは、不安な気持ちを抱えながら、12月の島根原発2号機の再稼働を迎えようとしている状況である。

本年4月の県と2市による国・中国電力への照会は、この住民の原発事故に対する不安から行われたものであると考える。そして、8月9日に回答が示されたが、この回答が住民の不安を解消できるものであるか、貴議会としても検証する必要があると考える。その前提として、本年8月9日開催の県原子力安全対策プロジェクトチーム会議で県知事が発言されたように、住民に対して、この回答を説明する機会が必要であると考える。

能登半島地震では、北陸電力も想定していなかった150kmにもわたる活断層の連動が起きた。また、震源となった断層から20km離れた内陸の断層（富来川南岸断層）も動いていたことが明らかとなっている。この「新たな知見」により、宍道断層と鳥取県沖断層の連動は起きないのかという不安が高まっている。

また、この地震で、原発の重大事故との複合災害時の避難計画は大丈夫かと不安な声は多くある。能登半島では、通行止め等で集落が孤立し避難・救援ができないという状況が何日間も続いた。島根原発近傍の「宍道断層」による地震が発生した際にも、同様の事態が生じることは十分に考えられる。

▶提 出 者

憲法擁護・平和・人権フォーラム鳥取県
 原子爆禁止鳥取県民会議

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。
- 2 原子力規制委員会は、能登半島地震に関しては、現時点で規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していくという見解を示している。
- 3 志賀原発2号機は新規規制基準の審査中で、敷地内の断層評価に長期間を要し、敷地近傍の福浦断層が能登半島地震に伴って動いた痕跡がないと評価され、海域を含む敷地周辺の活断層評価の審査は始まったばかりであり、周辺の断層の連動性についての評価中である。
- 4 島根原発2号機は新規規制基準に適合していると認められ、審査で詳細な追加調査が行われ、宍道断層を申請時の22kmから39kmに見直し、鳥取沖断層との連動については、音波探査を含む様々な追加調査結果を基に、両断層が連動して活動するものではないことが確認されている。
- 5 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。

【県の取組状況】

- 1 島根原発2号機の新規制基準適合後も引き続き安全性を監視し、安全対策について中国電力に意見を述べることとしている。
- 2 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。
- 3 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 4 9月9日に開催した原子力安全対策合同会議では、これら回答内容について両市の原子力発電所環境安全対策協議会委員に対して国等から直接説明を行っており、会場に十分な傍聴席を設けることで、本会場（米子コンベンションセンター）で30名、サテライト会場（みなとテラス）で28名と、多数の一般傍聴者に参加をいただいた。
- 5 また、同会議の様子は、後日、県ホームページ上に会議動画を掲載する予定であり、会議当日に参加いただけなかった方にも、広く会議の様子を視聴していただけるよう対応することとしている。
- 6 今後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市、県議会の意見も踏まえ、中国電力に対して島根原発2号機の安全対策について意見を述べていく。
- 7 本県は、後段規制の審査状況等、島根2号機における安全対策の実施状況について、議会に適宜報告している。